

## 資料編 2



# 1. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画とSDGs、愛知目標との関連

## (1) SDGsと生物多様性

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。その中核がSDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) で、2030年に向けた17のゴール(目標)と各ゴールに設定された合計169のターゲットが掲げられています。これまでの国際目標とは異なるSDGsの特徴として、世界全体の普遍的かつ変革的なゴールとターゲットであること、これらは不可分で相互に関連していること、持続可能な開発の三側面(経済、社会、環境)がバランス良く統合された形で達成する取組であることなどが挙げられます。

SDGsの17のゴールのうち、6(水)、7(エネルギー)、12(持続可能な生産・消費)、13(気候変動)、14(海洋)、15(生態系・森林)などは、持続可能な開発の三側面の一つである環境と関わりが深くなっています。これらのうち、特に生物多様性に直接的に関連するゴールは14と15です。その他のゴールの一部ターゲットについても、6.6(水に関連する生態系の保護)、12.2(天然資源の持続可能な管理)などは直接的に関連します。また、経済・社会活動との関わりが深いゴールの一部ターゲットについても、2.4(農地生態系の維持)、4.7(持続可能な開発のための教育)、11.4(自然遺産の保全)などは、生物多様性と直接的に関わっています。さらに、SDGsのゴールは相互に関連しているものであることから、一見生物多様性との関わりが浅いと思われるゴールとも関わりが見られます。例えば、ゴール5(ジェンダー平等)についても、生物多様性の保全活動などにおいて女性のリーダーシップの機会が確保されることで間接的に関わっています。

平成24(2012)年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)を契機として、地球の限られた自然資源と生態系サービスを自然資本として捉える考え方が確立されつつあります。生物多様性は自然資本の基盤であり、その保全と持続可能な利用に関する取組は、SDGsの達成に向けて大きく貢献すると考えられます。



持続可能な開発の三側面及び生物多様性から見たSDGsのイメージ図

出典：14)、15) をもとに作成

## (2) 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画とSDGs、愛知目標との関連

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の施策が、SDGsの達成に向けて、どのように貢献できるかを示す関連表を、第2期行動計画の中項目ごとに整理しました。

福岡県生物多様性戦略 第2期行動計画		持続可能な開発目標(SDGs)17のゴール										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
4つの行動目標	中項目	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを
	1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます				4 質の高い教育をみんなに							
	(1) 県民への普及啓発				4 質の高い教育をみんなに							
	(2) 教育・学習の機会を活用した啓発				4 質の高い教育をみんなに							
	(3) 自然とのふれあいの推進			3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに							
(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透				4 質の高い教育をみんなに								
(5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり	1 貧困をなくそう							8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1) 生態系ネットワークの形成						6 安全な水とトイレを世界中に				11 住み続けられるまちづくりを	
	(2) 重要地域の保全						6 安全な水とトイレを世界中に				11 住み続けられるまちづくりを	
	(3) 野生生物の適切な保護と管理		2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに						11 住み続けられるまちづくりを	
	(4) 地球温暖化対策との連携							7 再生可能エネルギーを拡大して持続可能な開発を実現しよう		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	
	(5) 環境影響評価制度の適切な運用								9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	
	(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進						6 安全な水とトイレを世界中に		9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに		4 質の高い教育をみんなに		6 安全な水とトイレを世界中に	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	
	(2) 里地里山里海の適切な利用と管理	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに		4 質の高い教育をみんなに		6 安全な水とトイレを世界中に	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透											
	(2) 多様な主体の参画促進				4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう		8 働きがいも経済成長も		10 人や国の不平等をなくそう		
	(3) 連携促進によるネットワーク化				4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう		8 働きがいも経済成長も		10 人や国の不平等をなくそう		
	(4) 人材育成と活用				4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう		8 働きがいも経済成長も		10 人や国の不平等をなくそう		
	(5) 調査研究の推進				4 質の高い教育をみんなに							

※SDGsのそれぞれのゴールの概要、愛知目標の国別目標については、資4～資5ページに掲載しています。

第2期行動計画は、生物多様性と特に関わりが深い14と15を中心に、間接的に関連するゴールを含めた全ての17のゴールについて貢献します。

また、SDGsとの関連とともに、平成22(2010)年にCOP10で設定された愛知目標の達成に向けて国が設定した国別目標への貢献についても整理しています。

持続可能な開発目標(SDGs)17のゴール						愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標 (生物多様性国家戦略2012-2020)				
12	13	14	15	16	17	*  は、本戦略行動計画と特に関連性が強いと考えられる目標を示す				
つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナー シップで目標 を達成しよう					
						A-1 生物多様性の主流化	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化			
						A-1 生物多様性の主流化				
						A-1 生物多様性の主流化				
						A-1 生物多様性の主流化				
						B-2 持続可能な農林水産業	D-1 生態系サービスからの恩恵の強化	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化		
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	C-1 陸域・海域等の適切な保全と管理	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化		
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	B-5 人為的圧力の最小化	C-1 陸域・海域等の適切な保全と管理	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化	
						A-1 生物多様性の主流化	B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	B-4 外来種防除	C-2 絶滅危惧種の絶滅防止、作物等の多様性維持	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	D-2 気候変動の緩和と適応	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化		
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少				
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	B-2 持続可能な農林水産業	B-3 水生生物等の保全と環境の維持	D-1 生態系サービスからの恩恵の強化	
						B-2 持続可能な農林水産業	B-3 水生生物等の保全と環境の維持	C-2 絶滅危惧種の絶滅防止、作物等の多様性維持	D-1 生態系サービスからの恩恵の強化	D-2 気候変動の緩和と適応
						B-2 持続可能な農林水産業	D-1 生態系サービスからの恩恵の強化	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化		
						A-1 生物多様性の主流化				
						A-1 生物多様性の主流化				
						A-1 生物多様性の主流化				
						A-1 生物多様性の主流化				
						B-1 自然生息地の劣化・分断速度の減少	B-2 持続可能な農林水産業	C-1 陸域・海域等の適切な保全と管理	E-2 伝統的知識の尊重、科学的基盤の強化	

(参考資料)

●SDGsの17のゴール(目標)

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>  <p>すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>国内および国家間の不平等を是正する</p>
<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>  <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>
<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>  <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

ゴールの概要の和訳は国際連合広報センター<sup>16)</sup>による

●169のターゲット

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>) を御参照ください。

●愛知目標の達成に向けた国別目標

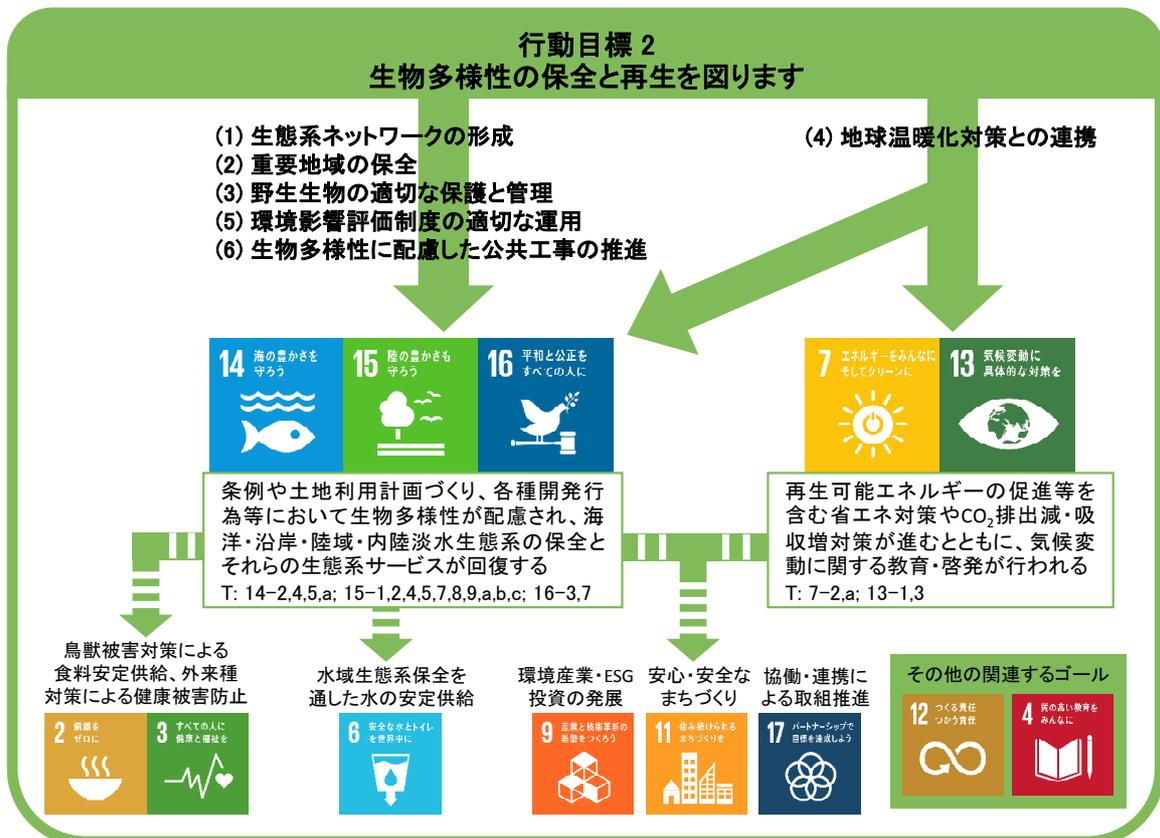
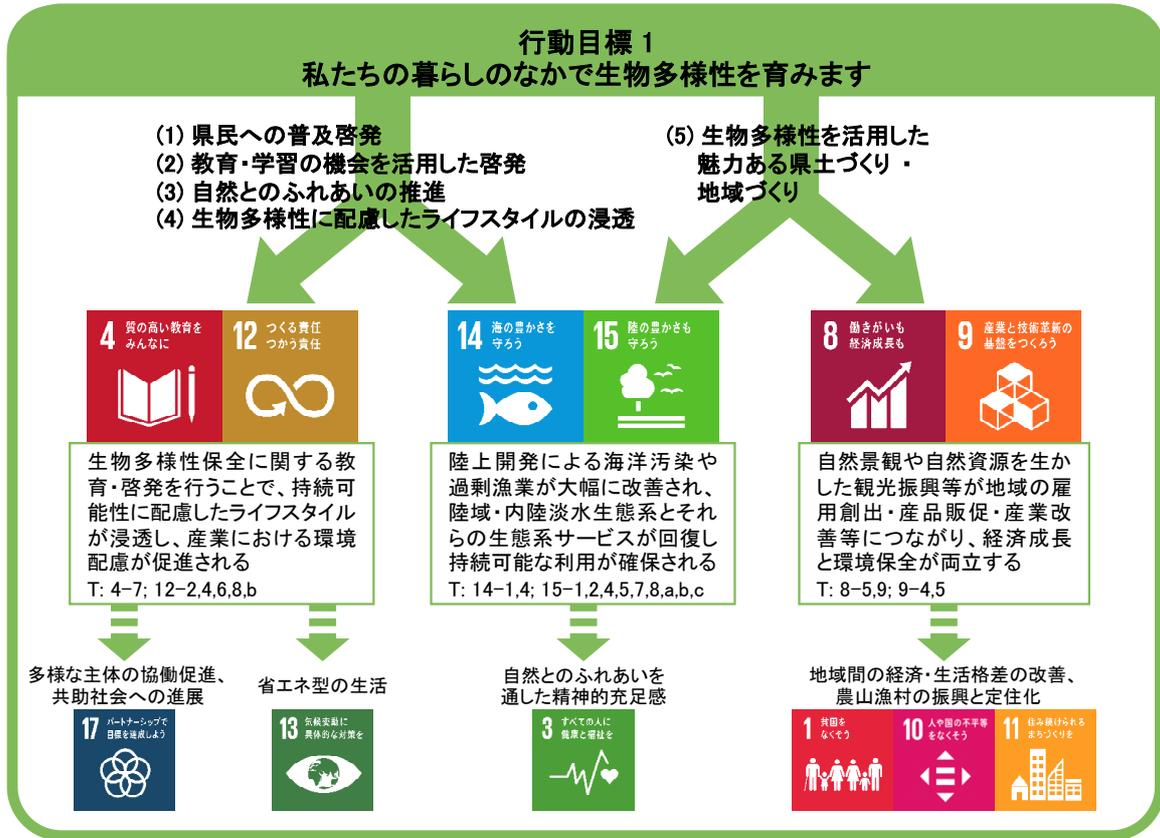
戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標
戦略目標A: 生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成等	A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化	1
		A-1-2: 生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進	2
		A-1-3: 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進、2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定	3
		A-1-4: 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施	4
		A-1-5: 持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	
戦略目標B: 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1: 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少	B-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立等	5
		B-1-2: 2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施等	
		B-1-3: 2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施等	
		B-1-4: 鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進等	
	B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進	6
		B-2-2: 森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進等	7
		B-2-3: 持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進等	
		B-2-4: 自然と共生した里海づくりの取組の実施	
	B-3: 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持等	B-3-1: 流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施	8
		B-3-2: 2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討等	
B-4: 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	B-3-3: 生息環境を維持するための管理方針の確立に向けた調査研究の実施		
	B-4-1: 2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備等	9	
	B-4-2: 2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画(仮称)」の策定		
B-5: 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B-4-3: 優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進		
	B-5-1: 2013年までにサンゴ礁・藻場・干潟・島嶼・亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施	10	
戦略目標C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することによる生物多様性の状況の改善	C-1: 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	C-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理	11
		C-1-2: 生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と保全・管理の推進	
		C-1-3: 広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進等	
		C-1-4: 2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	
	C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	C-2-1: 絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し等	12
C-2-2: 国内希少野生動物植物種の指定、保護増殖の取組の推進等	13		
C-2-3: 絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための生息・生育環境の整備の推進等			
C-2-4: トキ、ツシヤママネコ等の生息域外保全や野生復帰の推進等			
C-2-5: 植物遺伝資源保全に関する保全ネットワークの構築等			
戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化等	D-1-1: 持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進等	14
		D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用等	
		D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進	
		D-1-4: 2013年までの三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進等	
		D-1-5: 自然と共生した里海づくりの取組の実施	
		D-1-6: 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)を活用した新たな施策展開の検討	
D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	D-2-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立等	15	
	D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進		
	D-2-3: 森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定等		
D-3: 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-3-1: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施	16	
	D-3-2: D-3-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進		
戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等	E-1-1: 必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施	17
		E-1-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献	
	E-2: 伝統的知能等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員	E-2-1: 伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進	18
		E-2-2: 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上等	19
		E-2-3: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実	20
		E-2-4: 生物多様性に関する総合的な評価の実施、わが国の国別目標の中間評価	
E-2-5: IPBES への積極的な参加・貢献、国内体制の整備			
E-2-6: わが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備			

※国別目標の目標年はB-5、D-3、E-1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。

出典：17)

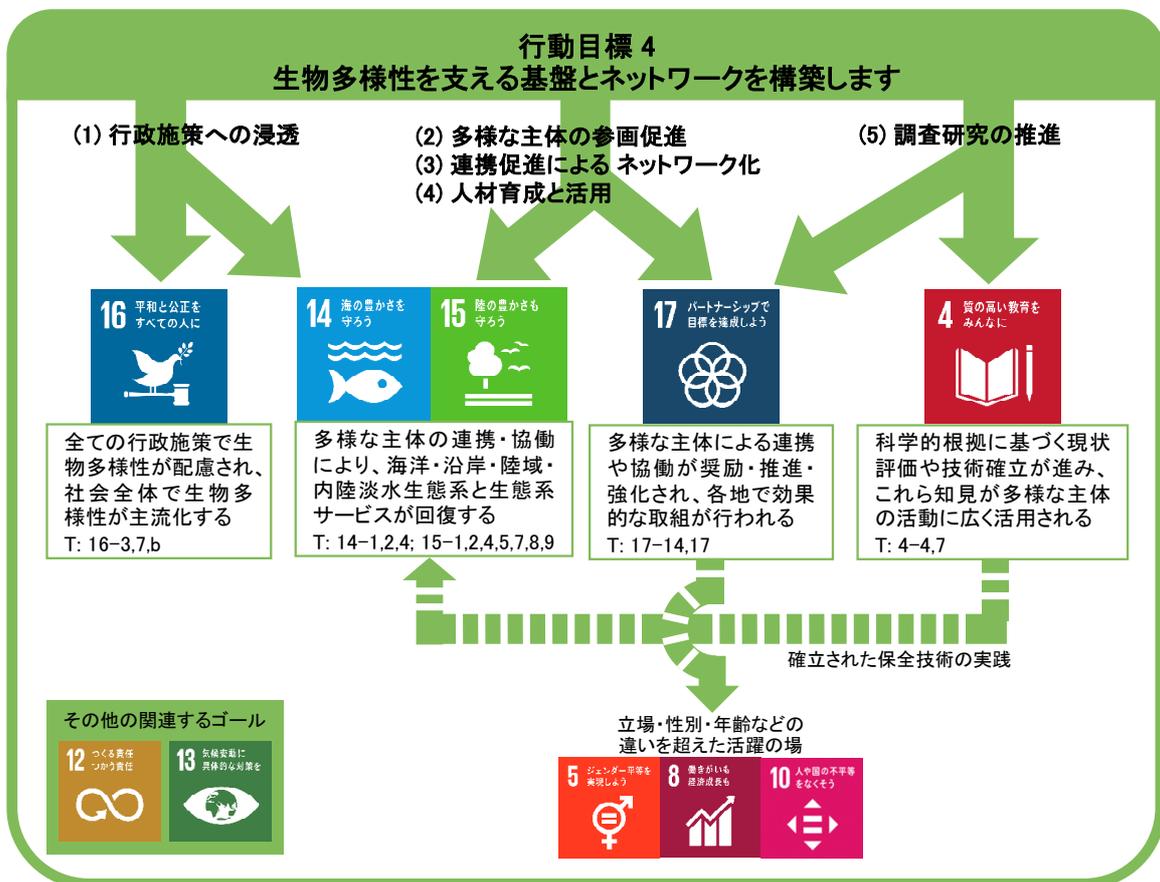
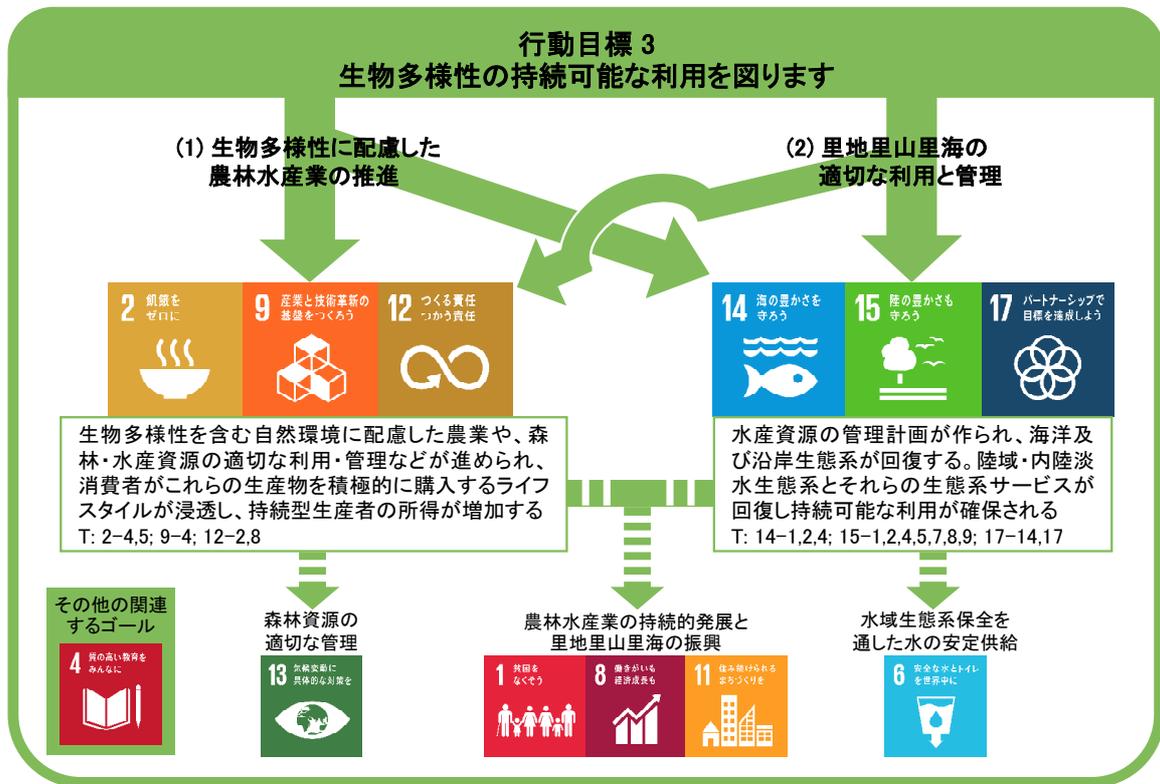
### (3) 福岡県生物多様性戦略の各行動目標とSDGsの関連図

福岡県生物多様性戦略の施策がSDGsの達成に向けてどのように貢献できるのか、行動目標ごとに関連図を用いて整理しました。



各行動目標の中項目が直接的に貢献するゴールを実線矢印（）で示し、ターゲットの概要及び番号（T:0-0,0など）を枠内（□）に示しました。

また、取組の成果により間接的に関連する主なゴールについて破線矢印（）で示しました。



## 2. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定の経緯及び体制等

### (1) 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定の経緯

#### 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定専門委員会による検討

開催日	名称	内容
平成29年3月8日	第1回専門委員会	第2期行動計画策定の方向性の検討
平成29年7月13日	第2回専門委員会	第2期重点プロジェクトの検討
平成29年10月23日	第3回専門委員会	施策一覧の検討、第2期行動計画素案の検討
平成30年1月16日	第4回専門委員会	第2期行動計画最終案の検討

#### 県民及び市町村の意見反映のための取組の経過

時期	名称	内容
平成29年8月	自然環境保全団体へのアンケート	自然環境保全団体の活動状況の把握、団体との協働の方向性等
平成29年9月	県政モニターアンケート	自然共生社会の推進のための施策の方向性
平成29年12月	パブリックコメント	第2期行動計画案に関する意見募集
平成29年12月	市町村意見照会	第2期行動計画案に関する意見照会

#### 庁内における検討の経過

開催日	名称	内容
平成29年3月22日	平成28年度第2回庁内推進会議	第2期行動計画策定の方向性の提示
平成29年8月2日	平成29年度第1回庁内推進会議	第2期重点プロジェクトの検討

### (2) 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定専門委員会名簿

(平成30年3月末現在、敬称略、50音順)

氏名	所属・役職等	備考
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門准教授	委員長
岩熊 志保	まほろば自然学校代表	
宇根 豊	農と自然の研究所代表	
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授	副委員長
藤田 直子	九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門准教授	

事務局：環境部自然環境課、保健環境研究所環境生物課

(3) 福岡県生物多様性戦略策定に係る施策関係課及び庁内推進会議構成課等

部	施策関係課（室）	推進会議構成課
企画・地域振興部	総合政策課	○
	広域地域振興課	○
人づくり・県民生活部	社会活動推進課	○
	文化振興課世界遺産登録推進室	
	私学振興課	
環境部	環境政策課	○
	環境保全課	○
	廃棄物対策課	
商工部	工業保安課	
	企業立地課	
	観光振興課	
農林水産部	農林水産政策課	○
	農山漁村振興課	
	食の安全・地産地消課	
	経営技術支援課	
	畜産課	
	農村森林整備課	
	林業振興課	
	漁業管理課	
県土整備部	企画課	○
	道路維持課	
	道路建設課	
	河川課	
	港湾課	
	砂防課	
建築都市部	建築都市総務課	○
	都市計画課	
	公園街路課	
教育庁	文化財保護課	○
	社会教育課	○
	高校教育課	
	義務教育課	

推進会議事務局：環境部自然環境課



専門委員会

### 3. 福岡県生物多様性戦略第1期行動計画の実施状況と評価

福岡県生物多様性戦略第1期計画期間（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）において、13の重点プロジェクトと200の施策、数値目標を設定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施しました。第1期行動計画の実施状況と評価は以下のとおりです。

#### (1) 重点プロジェクトの実施状況

##### 福岡県生物多様性戦略第1期行動計画重点プロジェクトの実施状況

番号	事業名	趣旨
1	生物多様性Webサイトの開設	県民に生物多様性に関する情報を幅広く発信
2	生物多様性を体感できる自然公園づくりの推進	自然とのふれあいを促進するため、県内の自然公園において、四季折々の動植物を紹介する案内板や解説板を整備し、生物多様性の豊かさを体験できる公園づくりを実施
3	自然公園等におけるふれあい活動の促進	県が所管する自然公園において、市町村やNPO等が実施する自然観察ツアー等を促進
4	県民行動リストの策定	消費活動、家庭教育、地域活動など普段の生活において生物多様性を意識した県民向け行動メニューの策定
5	生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進	「自然環境保全地域」や「自然公園地域」など法令によって指定されたもの以外に生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、公共工事をはじめとした県の諸事業に配慮を取り入れるもの
6	レッドデータブックの改訂	平成13年に発刊した県版レッドデータブックの改訂
7	外来種ブラックリストの策定	県内に定着している外来種の分布状況や防除の方法などを整理してリスト化したものを周知することにより、多様な主体による防除活動を促進する
8	環境影響評価制度の充実	平成23年の環境影響評価法改正を踏まえ、県の条例においてもより実効性のある制度への見直しを検討
9	公共工事配慮指針の策定	県が実施する公共工事における生物多様性への配慮を率先して推進するための指針
10	緑化ガイドラインの策定	県の公共施設や公共工事における緑化について、生物多様性を考慮した緑化を推進するための指針を策定
11	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	河川整備基本方針をはじめとする県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示す
12	多様な主体による交流の場づくりの推進	多様な主体が連携・協働した保全活動を促進するため、そのきっかけづくりの場として、情報交換ができる交流会を開催
13	生物多様性アドバイザー制度の構築	生物多様性に関して専門性の高い人材を登録し、市町村、NPO等、事業者などが実施する保全活動等講師として派遣

行動目標の達成のために特に優先的に実行すべき取組を「重点プロジェクト」とし、第1期では、13の重点プロジェクトに取り組みました。そのうち、生物多様性Webサイトの開設、レッドデータブックの改訂、公共工事配慮指針の策定など12の重点プロジェクトはほぼ計画どおりに実施され、成果を挙げることができました。一方、生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進については、重要地域の抽出のために必要な情報の不足等により抽出に至らず、現在も実施中であるため、第2期においても引き続き重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

実施状況	評価	第2期での取り扱い
○フェイスブックページを活用し「福岡県生物多様性Web情報サイト」を開設 ・平成26年4月から本格運用開始。 ・地域環境協議会をはじめとする県の取組、「ふくおか生きもの見つけ隊」の調査対象生物情報、季節の生物等の情報発信等	◎ 実施済	施策 (継続)
○自然公園施設整備事業により動植物を紹介する案内板・解説板を設置(主に九州自然歩道) ・平成25年度：2基 ・平成26年度：5基 ・平成27年度：6基 ・平成28年度：3基	◎ 実施済	施策 (継続)
○九州自然歩道沿いで見られる生物や景観などの見どころを紹介する自然観察マップの作成 ・平成26年度：3コース(天拝山、宝満山、四王寺山) ・平成27年度：2コース(福智山、古処山)	◎ 実施済	施策 (継続)
○県民行動リストの作成及び普及啓発 ・平成26年3月：県民行動リスト(一般向け)作成 ・平成27年3月：県民行動リスト(子ども向け)作成 ・環境フェア等イベントにおいて参加者に配布	◎ 実施済	施策 (継続)
○生物多様性地理情報システムの構築 ・県内の植生の情報、希少野生生物の分布情報など、重要地域の抽出のために必要な情報を収集	○ 一部 実施済	重点プロジェクト (継続)
○レッドデータブックの改訂 ・平成23年11月 福岡県レッドデータブック2011(植物、哺乳類、鳥類等)発刊 ・平成26年8月 福岡県レッドデータブック2014(爬虫類、両生類、魚類等)発刊 ・一般書店等で販売(18店舗)	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○福岡県侵略的外来種リストの策定 ・外来種の定着状況、被害実態などの調査、情報収集 ・侵略性の評価と対策優先度の評価 ・平成29年度完成	◎ 実施済	重点プロジェクト (新規)
○福岡県環境影響評価条例及び施行規則の改正(平成25年10月1日施行) ・事後調査結果の公表の義務付け ・配慮書手続を導入	◎ 実施済	施策 (継続)
○福岡県公共工事生物多様性配慮指針の策定 ・平成26年5月策定 ・公共工事生物多様性配慮事例集とりまとめ(平成27年度：11事例、平成28年度：3事例)	◎ 実施済	施策 (継続)
○福岡県緑化ガイドラインの策定 ・平成28年6月策定	◎ 実施済	施策 (継続)
○県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全に関する視点の導入 ・平成25年度：河川整備計画5件 ・平成27年度：福岡県都市計画基本方針改訂 ・平成28年度：河川整備計画3件	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○地域環境協議会における団体交流会の開催 ・平成26年度：4協議会開催 ・平成27年度：5協議会開催 ・平成28年度：5協議会開催	◎ 実施済	施策 (継続)
○生物多様性アドバイザー制度の構築 ・平成26年7月から運用開始 ・登録者：環境カウンセラーなど16名登録 ・派遣実績：平成26年度(2件)、平成27年度(4件)、平成28年度(6件)	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)

## (2) 第1期行動計画の実施状況と評価

第1期行動計画では13の重点プロジェクトと200の施策を実施しましたが、評価にあたっては小項目ごとに所管課の実施状況の評価、事務局による評価と課題、今後の展開・方針をまとめました。所管課による評価において約85%が実施済(◎)か一部実施済(○)であるとされており、それぞれ所管課の事業の中で生物多様性の保全と活用が図られていることは大変評価できます。

特に、公共工事における取組については、公共工事配慮指針や緑化ガイドラインを策定したことで、県の公共工事における生物多様性への配慮が前進しました。引き続き、第2期でも公共工事での生物多様性配慮が促進されるよう、施策を推進していきます。

行動目標	中項目	小項目	所管課による実施状況評価					事務局による達成状況評価
			◎ 実施済	○ 一部実施済	△ 着手済	▲ 検討中	× 未実施	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	(1) 県民への普及啓発		9				2	・福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報提供と、県民参加型調査「ふくおか生きもの見つけ隊」は、生物多様性の啓発と理解促進に貢献できた。
	(2) 教育・学習の機会を活用した啓発		15					・福岡県環境教育副読本「みんなの環境」を作成し、小学5年生に配布するなど、全ての行動計画が実施済みであり、教育現場における普及啓発の土台が構築されつつある。
	(3) 自然とのふれあいの推進		15	2				・九州自然歩道において、生物多様性に係る解説板の設置や自然観察マップを作成し、県主催による自然観察会を実施した。 ・様々な主体による自然観察会等が各地で実施されている。
	(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透		6					・県民行動リストの策定及びリーフレットの配布や、地産地消を普及させるための取組などが行われており、県民が生活の中で生物多様性に配慮するきっかけを作ることができた。
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1) 生態系ネットワークの形成		4	5			1	
	(2) 重要地域の保全	①重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築	5	1	2	2	4	
		②自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全	4		2		3	・耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区において、シカ食害による影響を軽減させるための指定管理鳥獣捕獲等事業が始まった。今後の生態系回復に期待が持てる。
		③その他の制度を活用した重要地域の保全	8	1				・生物多様性保全の観点からの天然記念物指定や指定物の保護管理の考え方が徐々に浸透している。 ・緑地保全制度についても生物多様性保全の視点が徐々に理解されている。
		④重要地域の適切な管理と利用	4					・自然環境保全地域、自然公園、九州自然歩道、鳥獣保護区については適切な管理が行われている。
	(3) 野生生物の適切な保護と管理	①絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全	6	9	2	1		・レッドデータブックの改訂と、絶滅危惧種の生息・生育状況を市町村を含めた公共工事部局へ提供する仕組みづくりができた点は、絶滅危惧種の保全に関して大きな一歩となった。
		②鳥獣の保護管理	9	1				・鳥獣の産業被害に関する各種対策が積極的に進められており、少しずつ被害額が減少している。
		③外来種の防除	4	5	1		2	・「福岡県侵略的外来種リスト」を作成し、外来種の生息・生育状況の整理と防除の優先順位を示すことができた。

一方、県民への普及啓発については、生物多様性を暮らしの中で育むための県民行動リストの策定や教育現場における福岡県環境教育副読本の配布などを実施してきましたが、生物多様性の認知度はいまだ 38.1%（平成 29(2017)年調査）と低く、今後も重点的に取り組む必要があります。

また、重要地域の保全に関する施策については、その前提となる重要地域の抽出が完了していないため、未実施の項目が多くなっています。さらに、生態系ネットワークの形成に関する施策については、実現に向けた考え方が整理されておらず、ネットワークプランの作成には至っていません。これらの施策については、第 2 期でも関係部局と連携し、引き続き取り組んでいきます。

事務局による達成状況評価	今後の展開・方向性
問題点・課題等	
・生物多様性の認知度はいまだ低く、広く普及できていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくおか生きもの見つけ隊を継続・発展させた事業を検討する。<b>(第2期重点プロジェクト1)</b></li> <li>・普及啓発の手段としてニューツーリズムを生物多様性に関連づける仕組みづくりを検討する。</li> <li>・グリーンツーリズム等を通じた農林水産業の促進による多面的機能の発揮及び生物多様性の啓発を促進する。<b>(第2期重点プロジェクト3 新しい中項目「生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり」に移動)</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に係る無関心層を減らすためには、環境教育は最も重要な項目であるため、教育庁と連携した教員向けの研修や講師派遣など、教育現場を支援する体制を検討する。</li> <li>・環境教育副読本の更なる活用頻度の向上を図る。<b>(第2期重点プロジェクト2)</b></li> </ul>
・ガイドの養成や自然とのふれあいの場の利用促進など、ソフト面での整備・事業は進んでいない。	・ガイドの人材育成と登録を行い、自然とのふれあいを促進する取組を検討する。
	・県民行動リストを実践していく展開が必要である。
・現段階では、生態系ネットワークの実現に向けた取組や考え方の整理は行っていない。 ・農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等で生態系に配慮した取組が行われているが、生態系ネットワークの形成には至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系ネットワークの形成に関する先行事例等を収集し、関係部局に情報提供する。</li> <li>・重要地域の抽出結果を踏まえながら、県土レベルの生態系ネットワークプランの策定を検討する。</li> </ul>
・現段階では、生物多様性保全上重要な地域の抽出はできておらず、空間計画の上位計画である福岡県土地利用基本計画への反映は困難である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き関連情報の収集・分析を進め、重要地域の抽出を行う。<b>(第2期重点プロジェクト4)</b></li> <li>・抽出結果を踏まえ、各種空間計画へと反映させる。</li> </ul>
・自然環境保全地域及び自然公園の拡充については、見直しが進んでいない。海域公園地区の計画も見直しが立っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英彦山及び犬ヶ岳地区において、自然公園法に基づく生態系維持回復事業を実施する。<b>(第2期重点プロジェクト5)</b></li> <li>・ラムサール条約湿地候補地については、地域の理解と協力を得られる場合には、登録を推進する。</li> </ul>
・世界文化遺産の基盤となる沖ノ島の生物多様性(タブノキ原生林)については、より積極的な発信が望まれる。	・都市の生物多様性保全については、都市域独自の生物相・生態系を踏まえて論点整理する必要がある。
	・引き続き、適切な管理を行う。
・実効性のある野生生物の保護に関する条例の制定の検討や絶滅危惧種の継続的な調査及び保全の取組が望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドデータブックの改訂に向けた生息・生育状況調査を行う。<b>(第2期重点プロジェクト6)</b></li> <li>・野生生物の保護に関する条例の制定に向けての検討を行い、保全の取組促進を目指す。<b>(第2期重点プロジェクト7)</b></li> </ul>
・県全域における生息密度は減少しておらず、自然生態系への影響についても改善の兆しが見られていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、シカ捕獲や防護柵の設置などの事業を推進する。<b>(第2期重点プロジェクト8)</b></li> <li>・捕獲従事者の人材育成やジビエの利用促進を行い、継続的な取組を可能にする仕組みづくりを目指す。</li> </ul>
・多様な主体が防除を行うための普及啓発、マニュアルの作成、防除活動の支援等が課題。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略的外来種に関するリーフレットを作成する。</li> <li>・侵略的外来種防除マニュアルを作成し、公開する。<b>(第2期重点プロジェクト9)</b></li> <li>・多様な主体が実施する防除活動を支援する。</li> </ul>

行動目標	中項目	小項目	所管課による実施状況評価					事務局による達成状況評価	
			◎ 実施済	○ 一部実施済	△ 着手済	▲ 検討中	× 未実施	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(4) 地球温暖化対策との連携		2	2				<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策実行計画(2017)には、生物多様性とその保全の視点が記された。</li> <li>温暖化対策に関連した緑化が進んでいるが、緑化ガイドラインの策定により生物多様性に配慮した事業の推進に寄与できた。</li> </ul>	
	(5) 環境影響評価制度の充実・強化		2			2		<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県環境影響評価条例において計画段階配慮書の手続きを導入した。</li> </ul>	
	(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	① 公共工事全般に関する取組		14	6	1		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事生物多様性配慮指針及び緑化ガイドラインが策定され、優良事例を集めた公共工事生物多様性配慮事例集を編集した。</li> <li>工事の特記仕様書に「生物多様性への配慮」が記載されるとともに、公共工事部局への支援の一つとして絶滅危惧種の生息状況を提供する仕組みが作られ、生物多様性への配慮が前進する一歩となった。</li> </ul>
		② 山地・森林における取組		6	6			2	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐の促進による下層植生等の増加や、景観保全としての木柵工等の採用や、在来種の植栽といった砂防・治山事業が行われ、生物多様性に配慮した事業が進んでいる。</li> </ul>
		③ 農村における取組		4	2	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者等が参画する環境情報協議会が各農林事務所ごとに設置されており、生物多様性保全配慮の視点が反映可能となっている。</li> </ul>
		④ 都市における取組		1	16		1		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路建設に伴う緑化、街路樹については緑化ガイドラインの中で考え方を整理した。</li> </ul>
		⑤ 河川における取組		4	8	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県においては「多自然川づくり」の考え方が広がっており、生物多様性に配慮した工事も実施されている。</li> <li>多くの河川整備計画において、生物多様性保全の観点を取り込まれている。</li> </ul>
		⑥ 沿岸・海域における取組		9	6			9	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁礁や増殖場など漁場の整備等は実施されており、評価できる。</li> </ul>
⑦ 山地から海岸までの一貫した取組		12	3			4			
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	① 林業分野における取組		14				<ul style="list-style-type: none"> <li>路網整備、主伐や間伐の促進、荒廃森林の再生、県産材利用の促進、人材育成など、生産から消費に至る広い過程において、林業の支援と生物多様性への配慮が行われている。</li> </ul>	
		② 農業分野における取組		8		1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくおかエコ農産物認証制度」は徐々に知られるようになった。</li> </ul>	
		③ 漁業分野における取組		7				<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の持続的な利用を行うために、資源評価基礎調査や資源管理方針等が策定されている。</li> </ul>	
	(2) 里地里山里海の適切な利用と管理	① 里地里山の適切な利用と管理		14	2	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林・山村多面的機能発揮対策事業等により、森林の持つ多面的機能の保全と再生に関する取組が進んでいる。</li> <li>森林(もり)づくり活動公募事業によるNPO等への支援が行われている。</li> <li>過疎化等により中山間地域住民だけでの実施が困難となった草刈り等の共同活動に対し、地域外住民にボランティアで参加してもらった「中山間応援サポーター制度」が創設された。</li> </ul>	
		② 里海の適切な利用と管理		9	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産多面的機能発揮対策交付金による藻場の保全、干潟の保全等が行われている。</li> <li>海岸漂着ゴミ対策は、環境部、農林水産部及び県土整備部が連携した取組が行われている。</li> </ul>	

事務局による達成状況評価	今後の展開・方向性
問題点・課題等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化と生物多様性に関する現状や変化状況を把握するためのモニタリングや、情報の共有化等が実施できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング地点を選定し、温暖化による生物多様性の変化状況を把握する手法を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要地域の抽出が遅れており、環境影響評価技術指針の改訂が持ち越しになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、指針改訂の検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針は配慮事項であること、市町村等広く周知していないことから、取組が限定的である。</li> <li>・一部の部局については、生物多様性に関する配慮が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な配慮内容について自然環境課や専門家等による支援を行う仕組みを検討する。</li> <li>・公共工事配慮指針や緑化ガイドラインを市町村や事業者向けに公開することを検討し、県以外の主体による取組の推進を目指す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山や都市周辺の山林など、民有地に関する取組が進んでいない。</li> <li>・放置竹林・侵入竹整備面積は微増しているものの、未だ竹林の拡大に歯止めがかかっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山における生物多様性保全の取組を推進する施策を検討する。</li> <li>・竹林の適切な管理の促進に関する施策を検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に配慮した「緑の基本計画」の浸透が課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> <li>・生物多様性保全の観点からの技術指導の仕組み作りや、優良事例の紹介等を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな工事区域がない所管課では、生物多様性に配慮した護岸形成の検討を行っていない。</li> <li>・海岸管理者が多様・複雑で取組内容が十分に把握できず、事業内容が多様であるため、行動計画の整理が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する事業課ごとに、生物多様性保全に絞った行動計画の整理を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域のつながりもたらす多面的な機能や効果については認識されつつあるが、事業課が多岐にわたっており、部局横断的な取組は行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期行動計画における再整理が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画(筑後・矢部川地域、福岡地域、遠賀川地域)には森林の持つ公益的機能については記載されているが、生物多様性に配慮した持続可能な利用に関する具体的な記述はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、森林の有する公益的機能の発揮に向けた事業を実施する。<b>(第2期重点プロジェクト10)</b></li> <li>・地域森林計画において、生物多様性に関する配慮を組み込むよう、調整を図る。</li> <li>・不成績造林地等の広葉樹林化をさらに進める取組を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きもの認証制度はほとんど活用されていない。</li> <li>・エコファーマー認定農家の増加率が低い。</li> <li>・減農薬・減化学肥料の取組だけでなく、有機農法や休耕田のビオトープ化など、生物多様性にさらに配慮するための事業も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、認証制度の継続と普及の取組を行う。</li> <li>・生きもの認証制度の経済的効果について具体的に示す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流に伴う遺伝的多様性への配慮について記載されているが、放流に伴う外来種の混入についても注意が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、適切な資源管理が行われるよう事業を継続する。</li> <li>・放流ガイドラインの策定を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興・地域づくりと生物多様性保全・自然共生の取組をつなげることが大きな課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生物多様性保全に貢献する取組を農林水産及び地域振興部局と連携して検討する。</li> <li>・里地里山の伝統的生活文化の知恵や技術等についてまとめ、生物多様性を含む里地里山の魅力を広く発信する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、これらの事業を継続する。</li> </ul>

行動目標	中項目	小項目	所管課による実施状況評価					事務局による達成状況評価	
			◎ 実施済	○ 一部実施済	△ 着手済	▲ 検討中	× 未実施	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透	① 県政における生物多様性の浸透	8					・庁内推進会議と地域環境協議会を実施するとともに、保健福祉環境事務所の生物多様性担当者や公共工事部局に対して毎年研修を行っている。	
		② 市町村の取組促進と支援	2	1				・地域戦略の策定支援や、地域環境協議会における市町村との連携、生物多様性担当者向けの研修を実施している。	
	(2) 多様な主体の参画促進	① 地域活動の促進	6	1				・地域環境協議会において、団体交流会・報告会や地域住民を対象とした観察会等を実施し、保全活動に参加する動機づけの機会を設けた。	
		② 企業の取組促進と支援	2	2	1	1	2		
	(3) 連携促進によるネットワーク化		7		1			・地域環境協議会において、団体交流会・報告会を開催し、行政機関、NPO等、事業者などが交流し情報交換する場を設けた。 ・地域環境協議会事業において、行政機関、NPO等、事業者などと連携した事業を実施した。	
	(4) 人材育成と活用		2						
	(5) 調査研究の推進		8	4		1		・生物多様性地理情報システムの整備を進めており、植生図や絶滅危惧種・外来種の生息状況など、一部については情報を集約し活用する体制を構築した。	
	合計			230	84	16	13	27	

※所管課による実施状況評価について、1つの施策に対して複数の所管課がある場合は、それぞれの所管課の評価結果を合算しているため、13の重点プロジェクト及び200の施策を合わせた213よりも評価結果数の合計は多くなっています。

事務局による達成状況評価	今後の展開・方向性
<p>問題点・課題等</p>	
<p>・生物多様性の語が記載されている基本計画・指針等としては、離島振興計画(2013)、都市計画基本方針(2015)、いくつかの河川整備計画等の一部に限られている。 ・地域環境協議会の運営が行政主導で進められている。</p>	<p>・生物多様性を様々な部局に浸透させるための方法を検討・総括し、生物多様性の主流化に向けた取組を一層進める。<b>(第2期重点プロジェクト11)</b> ・県と市町村、市町村間の連携や地域の活動団体等との連携をさらに強化し、地域主体の取組が推進されていく仕組み作りや、市町村間の交流促進による地域活性につながるような工夫も必要である。</p>
<p>・観察会を除くと、市町村が実施する保全対策への支援・実施例数が少ない。</p>	<p>・希少種保護事業、外来種対策、生息地再生事業など、観察会以外の事業の促進と支援強化を行う。</p>
<p>・新たな生物多様性保全活動を展開した協議会は少なく、県民を巻き込んだ保全活動も少ない。</p>	<p>・地域環境協議会が一体となって地域における一層の環境保全活動を推進していく。 ・県民一体となった生物多様性保全活動を推進する。<b>(第2期重点プロジェクト12)</b></p>
<p>・県HP等において、生物多様性保全に貢献した企業や認証制度等を紹介しているが、企業数の増加はほとんど見られていない。 ・「緑化ガイドライン」が内部資料となっているため、民間企業による生物多様性に配慮した緑化の推進に制約がある。</p>	<p>・引き続き、行動計画を掲載するとともに、企業による取組の促進を目指した新規事業を検討する。 ・事業者向け研修など、取組を支援する仕組みを検討する。 ・県や市町村、活動団体、企業間のマッチングを行い、効率的かつ効果的な企業の取組み促進につなげる内容が必要である。</p>
<p>・各主体に対し種々の情報提供をしているが、県としてコーディネートとしての役割を十分に果たしていない。地域連携保全活動支援センター的な機能を担う組織が明確でない。</p>	<p>・引き続き、地域環境協議会において活動や交流を促進する事業を行う。 ・県HP「ふくおかの生物多様性」の中の「活動支援情報」をより一層、充実させる。</p>
<p>・「生物多様性アドバイザー」は現時点16人で、数値目標50人の達成は困難な状況である。</p>	<p>・自然観察会の指導ができる人、生物多様性に配慮した工法や技術を提案できる人など、目的別のアドバイザー登録の拡充を検討する。 ・登録人数を増やし、県内の学校や企業等へのアドバイザー派遣を検討する。 <b>(第2期重点プロジェクト13)</b></p>
<p>・生物の分布情報については情報収集が難航している。 ・生物多様性指標の開発とモニタリングサイトの系統的な選定も十分ではない。</p>	<p>・情報集約等を促進するため、人員、予算、効率的な情報集約体制等について再検討する。 ・公共工事部局等から生物の分布情報を収集する仕組みを検討する。</p>

### (3) 数値目標及び戦略推進の際に参考となるその他の指標

#### ①数値目標

4つの行動目標の到達度を把握するための指標として、第1期では16の数値目標を設定しました。16の数値目標のうち、11の項目が達成又は前進となっており、全体として取組が進んでいると評価できます。

- ◎（達成）： 数値目標を達成できたもの
- （前進）： 数値目標は達成できなかったものの、戦略策定時より前進しているもの
- △（現状維持）： 数値目標が達成できず、戦略策定時とほぼ変わらないもの
- ×（後退）： 数値目標が達成できず、戦略策定時より後退したもの

また、行動目標の3については、全ての項目が達成又は前進となっており、特に森林における持続可能な利用の仕組みが進んでいることは大変評価できます。しかし、行動目標の2については現状維持か後退がほとんどであり、保全・再生に向けてより一層の取組の推進が望まれます。

行動目標	指標項目	戦略策定時	数値目標 (H29年度)	現状 (H29年度)	評価 (◎:達成) (○:前進) (△:現状維持) (×:後退)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	33.0%	45.0%	38.1% (H29年度)	○
	2 福岡県の希少野生生物ホームページへのアクセス件数	78,727件 (H23年度)	86,600件	120,020件 (H28年度)	◎
	3 平尾台自然観察センターの入館者数	44,984人 (H23年度)	47,000人	41,858人 (H28年度)	×
2 生物多様性の保全と再生を図ります	4 自然公園の面積	88,107 ha (H24年度)	増加を目指す	88,101 ha (H28年度)	△
	5 自然環境保全地域の面積	134.1 ha (H24年度)	増加を目指す	134.1 ha (H28年度)	△
	6 保安林指定面積	103,258 ha (H23年度)	110,000 ha	103,939 ha (H27年度)	△
	7 シカの生息密度(第二種特定鳥獣管理計画より)	15,100頭 (H21年度)	3,000頭 (H31年度)	25,300頭 (H26年度)	×
	8 アライグマ防除計画策定市町村数	15市町村 (H24年度)	21市町村	20市町村 (H28年度)	○
3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	9 荒廃森林の再生面積(累計面積)	9,895 ha (H23年度)	29,000 ha	23,794ha (H28年度)	○
	10 県が実施する公共建築物等の木材利用量	6,878 m <sup>3</sup> (H23年度)	7,000 m <sup>3</sup> (H28年度)	7,603m <sup>3</sup> (H28年度)	◎
	11 間伐材等のエネルギー源としての利用量	5千t (H23年度)	25千t	32千t (H28年度)	◎
	12 森林ボランティア組織数	115組織 (H23年度)	230組織	221組織 (H28年度)	○
	13 減農薬・減化学肥料栽培面積	3,544 ha (H23年度)	4,500 ha以上	4,701ha (H28年度)	◎
	14 まちとむら交流企画支援事業の参加者(累計人数)	5万人 (H23年度)	35万人	24.2万人 (H28年度)	○
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	15 生物多様性地域戦略策定市町村数	2市町村 (H24年度)	4市町村	4市町村 (H29年度)	◎
	16 生物多様性アドバイザー登録数	— (H24年度)	50人	16人 (H28年度)	○

②戦略推進の際に参考となるその他の指標

第1期の情勢変化を把握するために、数値目標のほかに、20の指標項目を設定しました。20の指標項目のうち、12の項目が前進となっており、全体として取組が進んでいると評価できます。

- （前進）： 戦略策定時より前進しているもの
- △（現状維持）： 戦略策定時とほぼ変わらないもの
- ×（後退）： 戦略策定時より後退したもの

特定外来生物の県内生息確認種数の増加は、経済・社会のグローバル化、物資の移動が活発化したことによるものです。この5年間でツマアカスズメバチ、ナルトサワギク、ヒアリが新たに確認されており、定着防止に向け、環境省と協力しながら早期防除の取組を進めています。

行動目標		指標項目	戦略策定時 (H24年度)	現状 (H29年度)	評価 (○:前進) (△:現状維持) (×:後退)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1	県立森林公園利用者	42万6千人 (H23年度)	43万7千人 (H28年度)	○
	2	こどもエコクラブ登録団体数	70団体 (H24年度)	86団体 (H28年度)	○
2 生物多様性の保全と再生を図ります	3	県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	7種 (H24年度)	10種 (H28年度)	○
	4	特定外来生物の県内生息確認種数	18種 (H24年度)	21種 (H29年度)	×
	5	天然記念物(国・県・市町村指定)	299件 (H24年度)	307件 (H28年度)	○
	6	鳥獣保護区の面積	63,302㎡ (H23年度)	63,302㎡ (H28年度)	△
	7	長期育成循環施業等による複層林及び広葉樹林造成面積(累計面積)	41ha (H23年度)	112ha (H28年度)	○
	8	都市公園の面積	4,490ha (H22年度)	4,580ha (H27年度)	○
	9	特別緑地保全地区面積	203.7ha (H22年度)	204.6ha (H27年度)	○
	10	風致地区面積	13,636ha (H22年度)	13,636ha (H27年度)	△
	11	多自然川づくりの整備状況	29か所、9河川 (H23年度)	31か所、25河川 (H28年度)	○
	3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	12	放置竹林・侵入竹整備面積	210ha (H23年度)	210ha (H28年度)
13		木質バイオマスの利用状況	246千トン (H23年度)	230千トン (H28年度)	×
14		エコファーマー認定農家の参加率	4.7% (H23年度)	0.7% (H28年度)	×
15		環境保全型農業直接支援対策参加農家戸数	115戸 (H23年度)	724戸 (H28年度)	○
16		中山間地域等直接支払制度の協定面積	6,359ha (H23年度)	5,695ha (H28年度)	×
17		耕作放棄地面積	7,189ha (H22年度)	6,992ha (H27年度)	○
18		食育・地産地消ポータルサイトのアクセス件数(H18年度～累計)	55,000 (H22年度)	241,616件 (H28年度)	○
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	19	都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の開発	1件 (H24年度)	1件 (H28年度)	△
	20	緑の基本計画策定市町村数	22市町村 (H22年度)	27市町村 (H26年度)	○

#### 4. 県民の意向把握

県民の意向を把握するために、自然環境保全団体へのアンケート、県政モニターアンケート、意見募集（パブリックコメント）を以下のとおり実施しました。

##### （1）自然環境保全団体へのアンケート

- 目的 多様な主体による活動の推進には、地域の団体による自然環境保全活動が重要であることから、県内自然環境保全団体の活動状況や課題、行政等に求めることを把握するためアンケートを実施しました。
- 実施時期 平成 29(2017)年 8 月 15 日～31 日
- 対象者 地域環境協議会で関わりのある県内の自然環境保全団体
- 照会団体数 65 / うち回答団体数 36

##### 1. 団体が活動するフィールド（複数回答可）

①	森林	21
②	農村	17
③	都市	6
④	河川・湿原	26
⑤	沿岸・海岸	10

##### 2. 団体構成人数

①	～ 10 人	4
②	11 ～ 30 人	17
③	31 ～ 50 人	7
④	51 ～ 100 人	1
⑤	101 ～ 500 人	5
⑥	500 人 ～	2

##### 3. 活動をするにあたって、現在の人数で足りているかどうか

①	足りている	17
②	不足している	18
③	時期によって違う	1

##### <不足理由>

- ・ 高齢化、病気、親の介護等により団体の運営に携わる役員等が不足
- ・ 小中学校での活動が多いため、平日に活動できる人が必要
- ・ 運営に関わるスタッフが不足している
- ・ 調査要員として、調査がハードであること、ある程度の熟練度を要すること、時間的余裕が必要なことから後継者を含めて人員の確保が困難 等

##### 4. 後継者の有無

①	いる	17	
②	いない	19	
	今後の活動の方向性（複数回答あり）		
	1	後継者を探して活動を継続する	13
	2	他の自然環境保全団体と合同で活動を継続	4
	3	今の代で活動を休止する	3
	4	その他（その時に考えればよい）	1

5. 年間の活動費

①	～ 5万円	6
②	～ 25万円	9
③	～ 50万円	3
④	～ 100万円	6
⑤	～ 500万円	7
⑥	それ以上	3
⑦	未回答	2

6. 活動費の財源（複数回答可）

①	団体構成員の会費	23
②	国・県・市町村からの助成金等	19
③	寄附金、民間企業からの助成金	10
④	委託事業や講師謝金等による収入	8
⑤	その他	5

その他

- ・ 基金運用益
- ・ 自治協議会、校区等運営費 等

7. 活動をするにあたって各対象に求めること（複数回答可）

<行政>

①	活動費の助成金	25
②	活動にあたっての助言・専門家の紹介	15
③	団体の活動状況を県ホームページ等で紹介	14
④	他団体（市町村、企業等を含む）との交流の場を設ける、コーディネート	12
⑤	その他	7

その他

- ・ 絶滅危惧種の保全のための法的規制が弱いので、県条例の早期制定をお願いしたい。
- ・ 自然環境を理解してもらうための職員向けの研修の実施。等

<教育機関>

①	子どもたちの生物への関心を向上させるための自然観察会等の実施	24
②	小学校等と団体との協働による保全活動の実施	21
③	生物多様性に関する教員への研修の実施	15
④	その他	4

その他

- ・ 子どもの学習会等を通じて保護者の環境教育も必要
- ・ 野生鳥獣保護モデル校を増やす 等

<企業>

①	環境保全団体の活動に参加	27
②	環境保全団体への寄附金	18
③	自主的な環境保全活動	11
④	その他	4

その他

- ・ 企業側からの地元環境保全団体への積極的な働きかけ
- ・ 環境保全団体との交流を増やす 等

## (2) 県政モニターアンケート

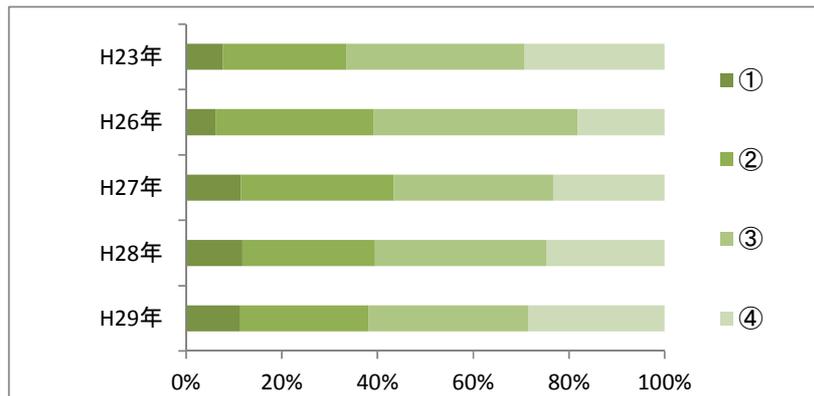
- 目的 県民の皆さんに生物多様性保全の取組がどこまで浸透しているか、また生物多様性保全についての考え方を把握し、本戦略推進の参考とするためアンケートを実施しました。
- 実施時期 平成 25(2013)年～平成 29(2017)年の毎年 1 回
- 対象者 県政モニター

### 1. 生物多様性という言葉を知っているか。(平成 23、26～29 年実施)

		H23 年		H26 年		H27 年		H28 年		H29 年	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
①	内容をよく知っている	18	7.5	17	6.2	32	11.5	32	11.8	39	11.2
②	内容をある程度知っている	61	25.5	91	33.1	89	31.9	75	27.7	94	26.9
③	言葉を聞いたことがある	88	36.8	117	42.5	93	33.3	97	35.8	117	33.5
④	全く知らない	69	28.9	50	18.2	65	23.3	67	24.7	99	28.4

※①、②の合算を生物多様性の認知度としている。

※なお、H23 年は無回答があったため、割合の合算が 100% となりません。



### 2. 自然共生社会の実現を目指していく上で、県が重点的に取り組むべきであると思うこと。

(平成 29 年実施、回答者数 349 人)

①	外来生物（ヒアリ、セアカゴケグモなど）の防除による人体、農林業、生態系への被害の抑制	111	31.8%
②	絶滅のおそれのある野生生物（絶滅危惧種）やその生息地の保護	61	17.5%
③	環境に配慮した公共工事の推進	61	17.5%
④	シカやイノシシなど農林業・生態系への被害が深刻な鳥獣の生息数の調整	42	12.0%
⑤	田園や草原など里地里山を象徴する景観の保全	37	10.6%
⑥	県民が保全活動に参加できる仕組みづくり	35	10.0%
⑦	その他（具体的な取組み）	2	0.6%

3. これまでに、自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがあるか。

(平成 29 年実施、回答者数 349 人)

①	仕事や家庭など多忙であり、参加する時間がない。	104	29.8%
②	保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、どうすれば参加できるのかわからない、又はきっかけがない。	92	26.4%
③	保全活動に参加したことはないが、身の回りにある自然に興味を持ち、親しんでいる。	82	23.5%
④	会員ではないがNPOなどの自然環境保全団体の活動に時々参加している、又は参加したことがある。	31	8.9%
⑤	興味がないので参加したいと思わない。	28	8.0%
⑥	NPOなどの自然環境保全団体に属しており、定期的に活動を行っている。	4	1.1%
⑦	その他(具体的な取組み)	8	2.3%

4. あなたが自然環境や生物多様性の保全活動に取り組む場合、どのような活動がいいか。

(平成 29 年実施、回答者数 349 人)

①	身近な野生生物(ホタル、ドジョウなど)が住みやすい環境づくり	245	70.2%
②	外来生物(オオキンケイギク、アカミミガメなど)の防除	52	14.9%
③	絶滅のおそれのある野生生物(絶滅危惧種)の保護	45	12.9%
④	その他(具体的な活動)	7	2.0%

5. 県が希少野生生物の保護を図るに当たって、どのような取組みが有効であると思うか。

(平成 28 年実施、回答者数 271)

①	希少野生生物の保護に関する条例を制定し、保護種の指定と捕獲・採取等の規制、生息地の保全を行う	133	49.1%
②	市町村や環境保全団体等による生物の生息・生育環境を保全する活動を促進するための支援を行う	81	29.9%
③	県が発行するレッドデータブックなどを活用した啓発をさらに進め、県民の希少野生生物保護の意識を向上させる	50	18.4%
④	その他(具体的に)	7	2.6%

6. 外来種が自然環境下で増殖している原因の一つとして、ペットとして飼育されていた個体の遺棄が挙げられる。ペット外来種の遺棄を防止するためには、どのような取組が有効であると思うか。

(平成 27 年実施、回答者数 279)

①	法令によるペット外来種遺棄の規制強化	123	44.1%
②	飼育できなくなった個体の引取・処分先の確保	99	35.4%
③	ペット外来種の終生飼養(生涯飼いつづけること)についての普及啓発	44	15.8%
④	その他(具体的に)	13	4.7%

7. 多様な主体の連携による自然共生社会づくりのために、どのような取組が重要だと思うか。

(平成 26 年実施、回答者数 274)

①	多様な主体が出会う場(交流会等)を設けること	113	41.2%
②	県のHP等において、各主体が実施するイベント(自然観察会、植樹活動等)を紹介すること	90	32.9%
③	生物多様性の保全活動を行っている団体、企業等のリストを作成し、各自で連携先を探せるようにすること	39	14.2%
④	連携せずとも、それぞれの主体が得意な分野を活かして保全活動を行えばよい	24	8.8%
⑤	その他(具体的に)	8	2.9%

8. 「人と自然が共生した社会づくり」について、あなたができることで最も重要だと思うこと。

(平成 25 年実施、回答者数 283)

①	河川清掃など、環境美化活動に参加すること	93	32.9%
②	自然や生物に関する知識を増やすこと	70	24.7%
③	ハイキングや海水浴など自然とふれあう機会を増やすこと	43	15.2%
④	自然環境や生きものに関する保全活動に参加すること	31	10.9%
⑤	自然体験イベントに参加すること	30	10.6%
⑥	講演会・シンポジウム等に参加すること	5	1.8%
⑦	その他（具体的な取組み）	11	3.9%

### (3) 意見募集（パブリックコメント）

#### ■ 意見募集期間

平成 29(2017)年 12 月 14 日～12 月 27 日

#### ■ 実施方法

第 2 期行動計画案を県ホームページに掲載するとともに、以下に配架しました。

- ・ 県内 6 か所の保健福祉環境事務所
- ・ 環境部自然環境課

#### ■ 実施結果

意見提出者 7 名 意見提出件数 20 件

#### ■ 意見の概要とその対応

頂いた御意見への対応については、県ホームページにて公表しています。

福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

## 5. 戦略推進に際して参考となるその他の指標

平成 30(2018)年度からの第 2 期計画期間の終了後の戦略見直し時に、福岡県生物多様性戦略策定時(平成 25(2013)年 3 月)からの 10 年間の情勢変化を把握するため、第 1 期計画期間から継続して、第 5 章の 2 で掲げた数値目標のほかに、以下の指標を設定します。また、情勢の変化、新規施策の追加を踏まえ、第 2 期計画期間から設定する新たな指標も追加しました。

行動目標		指標項目	戦略第2期 策定時 (H29年度)	
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 県立森林公園利用者		43万7千人 (H28年度)	
	2 こどもエコクラブ登録団体数		86団体 (H28年度)	
2 生物多様性の保全と再生を図ります	3 県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数		10種 (H28年度)	
	4 特定外来生物の県内生息確認種数		21種	
	5 侵略的外来種防除マニュアル策定種数	(新)	2種	
	6 天然記念物(国・県・市町村指定)		307件 (H28年度)	
	7 鳥獣保護区の面積		63,302㎡ (H28年度)	
	8 長期育成循環施策等による複層林及び広葉樹林造成面積(累計面積)		112ha (H28年度)	
	9 都市公園の面積		4,580ha (H27年度)	
	10 特別緑地保全地区面積		204.6ha (H27年度)	
	11 風致地区面積		13,636ha (H27年度)	
	12 多自然川づくりの整備状況		31か所、25河川 (H28年度)	
	3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	13 放置竹林・侵入竹整備面積		210ha (H28年度)
		14 木質バイオマスの利用状況		230千トン (H28年度)
15 環境保全型農業直接支援対策参加農家戸数			724戸 (H28年度)	
16 中山間地域等直接支払制度の協定面積			5,695ha (H28年度)	
17 耕作放棄地面積			6,992ha (H27年度)	
18 食育・地産地消ポータルサイトのアクセス件数(H18年度～累計)			241,616件 (H28年度)	
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	19 都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の開発		1件 (H28年度)	
	20 緑の基本計画策定市町村数		27市町村 (H26年度)	

## 6. 用語解説（追補※）

### 【あ行】

#### 栄養塩類

海水や陸水に含まれ、植物プランクトンや藻類の栄養になる物質のこと。硝酸塩・亜硝酸塩・アンモニウム塩など。

#### Eco-DRR（エコディーアールアール）

Ecosystem-based disaster risk reduction（生態系を活用した防災・減災）の略語。生態系の保全・再生・維持管理を通して、危険な自然現象に人命・財産がさらされることを避け、生態系を緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などのさまざまな機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支えるという新しい考え方。この考え方の基本的な視点や活用手法、国内外における事例等が、環境省によって取りまとめられ、ウェブサイトで公開されている。

(<http://www.env.go.jp/nature/biodic/eco-drr.html>)

#### SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語。新たな友人関係をを広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好等を登録していくコミュニティ型のウェブサイトのこと。代表的なSNSとして「フェイスブック」や「ツイッター」が挙げられる。

### 【か行】

#### 強度間伐

林内をより明るくし、種子が落下したとき発芽しやすい環境をつくるため、通常の間伐よりも本数を多く間伐すること。

#### グリーン経済

環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済のあり方のこと。

#### グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく地球環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

#### 国内希少野生動植物種

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じている種で、種の保存法によって指定された種（亜種、変種を含む）のこと。国内希少野生動植物種に指定されると、個体の捕獲・採取や譲渡し等が原則として禁止される。

### 【さ行】

#### 自然資本

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本として捉える考え方であり、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。

## 自伐林家

伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等のこと。

## 侵略的外来種

外来種のうち、生態系、人の生命または身体、農林水産業等への被害を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるもの。なお、侵略的外来種には、外来生物法に基づき指定され、規制の対象となる特定外来生物も含まれる。県内においても、オオクチバス、アライグマ、アカミミガメなど生物多様性や人間活動に深刻な影響をもたらす侵略的外来種が侵入・定着している。

## 【た行】

### 地域循環共生圏

環境、経済、社会の統合的向上を図るため、地域ごとに異なる再生可能な資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し支え合うという考え方。

## 【は行】

### 白砂青松（はくしゃせいしょう）

白い砂と青い松のことであり、白い砂浜とクロマツ林の青葉との色彩の対比を愛でる海岸風景の形容。

## 風致地区

都市における風致地区を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区であり、「都市の風致」とは、都市における水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のことをいう。

## 【ら行】

### ラムサール条約

1971年2月2日にイランのラムサールという都市で採択された湿地に関する条約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であるが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれる。この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1か所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

※平成25(2013)年3月に策定した生物多様性戦略の用語解説に追加・補完するものです。

## 7. 引用文献

- 1) 星野安吾 (1936) テントウムシ *Harmonia axyridis PALLAS* の遺伝学的研究 (第二報). 遺伝学雑誌 12 : 307-320
- 2) 酒泉満 (2000) メダカの系統と種内構造. 蛋白質核酸酵素 45 : 2909-2917
- 3) 環境省自然環境局自然環境計画課 (2012) 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学 : TEEB の紹介.  
[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/TEEB\\_pamphlet.html](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/TEEB_pamphlet.html)
- 4) Millennium Ecosystem Assessment (2007) 国連ミレニアムエコシステム評価 : 生態系サービスと人類の将来. オーム社.
- 5) 「自然の恵みの価値を計る - 生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価 - (環境省自然環境局自然環境計画課)」  
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>
- 6) 環境省 (2012) 生物多様性国家戦略 2012-2020. <http://www.env.go.jp/press/files/jp/20763.pdf>
- 7) 福岡県環境部自然環境課 (2011) 福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-.
- 8) 福岡県環境部自然環境課 (2014) 福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2014-.
- 9) 「福岡県内で確認された特定外来生物 (福岡県環境部自然環境課)」  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kennaikakuninngairai.html>
- 10) 「つなげよう、支えよう、森里川海 (環境省自然環境局自然環境計画課)」  
<http://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/index.html>
- 11) 「平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 (環境省)」  
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h26/pdf.html>
- 12) 「グリーンインフラストラクチャー～取組等の事例～ (国土交通省総合政策局環境政策課)」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001180165.pdf>
- 13) 「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～ (国土交通省総合政策局環境政策課)」 <http://www.mlit.go.jp/common/001179745.pdf>
- 14) 環境省 (2017) 「平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」  
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/pdf/full.pdf>
- 15) 市民セクター政策機構, 「環境・持続社会」研究センター, グリーンエコノミーフォーラム (2017) 「Guide for SDGs 持続可能な開発目標ガイド」  
<http://geforum.net/wp-content/uploads/2017/05/GuideforSDGs.pdf>
- 16) 国際連合広報センター 「2030 アジェンダ」  
[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030\\_agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/)
- 17) 「生物多様性国家戦略 (環境省自然環境局自然環境計画課)」  
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>